香南市の広報を読んで赤岡町の人口の減少と、小学校・中学校の生徒の少ないことに驚きました。 ↓（15ページへ）

新型コロナワクチン集団接種の介護タクシー利用について

新型コロナウイルスワクチン集団接種会場に行くために、介護タクシーを利用した場合の料金を香南市が支払います。家族等による送迎ができない方で、下記に該当する方が対象です。

▼対象／
- 介護保険制度の要介護度の認定が3以上の方
- 身体障害者手帳をお持ちの方で、下肢機能障害または体幹機能障害が3級以上の方
- 身体障害者手帳をお持ちの方で、視覚障害が2級以上の方
- 療育手帳がA1・A2の方
- 精神保健福祉手帳が1級の方

※上記に該当する方で、すでに介護タクシーを使用した方には払い戻しをします。手続きについては広報でお知らせしますので領収書を保管しておいてください

▼利用方法／
❶香南市役所健康対策課に申請書を提出する
❷介護タクシー利用決定通知書とタクシー券（2回分）が届く
❸介護タクシーを予約する
❹接種当日タクシー券を介護タクシーの運転手に渡す
❺タクシー料金は健康対策課に請求されるので、お支払い不要

▼介護タクシー事業所一覧／介護移送サービスパール（☎090-6280-1466）、介護タクシーひろ（☎090-3182-6489）、介護タクシーかご屋（☎090-8285-3013）、介護タクシーごきげんさん（☎090-6289-6204）、福祉タクシー介護移送サービス愛（☎0120-736-989・088-863-6989）、いちご介護タクシー（☎088-856-6615）、介護タクシーくじら（☎088-880-6188・080-5663-1150）、高知観光介護タクシー（☎088-854-8331・080-3920-1327）、オーケー介護タクシー（☎0887-52-5361）、介護タクシーポテト（☎0887-52-5583）

▼問い合わせ／市役所健康対策課 ☎50-3011

その他 OTHERS

子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）

新型コロナウイルスの感染拡大による影響が長期化する中で、収入の減少や食費等による支出の増加による影響を受ける子育て世帯に対する支援するため、「低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯分）」を給付します。

■給付金の対象となる方
①令和3年4月分の児童扶養手当が支給されている方（全額支給停止の方を除く）
②公的年金等（遺族年金、障害年金、老齢年金、労災年金、遺族補償）を受給していることにより、令和3年4月分の児童扶養手当の支給を受けていない方（児童扶養手当に係る支給制限限度額を下回る方に限る）
③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変するなど、収入が児童扶養手当を受給している方と同じ水準に下がると思われる方
※②③については、児童扶養手当の受給資格があれば、受給していなくても対象になります

■給付額 児童1人当たり5万円を1回に限り支給
※令和3年3月31日時点で、18歳未満の児童（障害児の場合は20歳未満）が対象です

■申請手続き
①申請不要です。5月31日に令和3年4月分の児童扶養手当が支給された口座に振り込み済み。
②申請が必要です。公的年金などの受給額を含み、令和元年中の収入が児童扶養手当の本給付金の収入基準額を下回る場合に支給。
③申請が必要です。令和2年2月以降の任意の1カ月分の収入額を12カ月に換算した場合、児童扶養手当の本給付金の収入基準額を下回る場合に支給。
※②③については、昨年度の令和2年度ひとり親世帯臨時特別給付金の支給を受けた方には5月に申請書を送付していますので、申請がお済みでない方は申請してください

■申請期限
令和4年2月28日（月）
詳細は香南市ホームページをご確認いただくか、市民保険課へお問合せください。

■問い合わせ
市役所
市民保険課

経営者の皆さん、事業承継の準備は進んでいますか？

事業承継は、後継者の育成も含めると5年から10年かかると言われており、早期かつ計画的な取り組みが必要です。しかし、取り組みを先送りしたために後継者が確保できず、やむなく廃業となるケースが多くあります。

具体的に事業承継の準備を進めていくには、各分野の専門家に相談しながら、1つ1つ解決していくことになります。まずは、最寄の取引金融機関や地域の商工会、顧問税理士等に相談いただき、国・県等の補助金を活用しながら徐々に事業を引き継いでくことをおすすめします。

事業承継に関する公的な相談窓口として、高知県事業承継・引継ぎ支援センターもありますので、お気軽にご相談ください。

■相談窓口
高知県事業承継・引継ぎ支援センター
☎088-802-6002

■問い合わせ 高知県商工労働部経営支援課
☎088-823-9697

↓ 未婚の男女が多いことが原因と思います。香南市は婚活に力を入れてくれましたら、子どもも増えることと思います。

児童手当について

児童手当は、家庭生活の安定と、これからの社会を担う子どもの健やかな成長のために、お子さんを養育している方に支給するものです。

■支給対象／0歳～中学生までのお子さんを養育している方

■支給額

0～3歳未満	15,000円／月
3歳～小学生（第1,2子）	10,000円／月
3歳～小学生（第3子以降）	15,000円／月
中学生	10,000円／月
所得制限※以上の方の子ども	5,000円／月

※所得制限

扶養親族の数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円
4人	774万円
5人	812万円

■支給時期／原則として毎年2月、6月、10月にそれぞれの前月分まで（4カ月分）が支給されます。支給日は各月の10日です。
※ただし、10日が金融機関の休日にあたる場合は、その直前の平日に支給します

■申請に必要なもの／●印鑑
- 申請者名義の金融機関・口座番号
- 申請者の健康保険証（香南市国保の方は不要）
- 申請者および配偶者の個人番号が分かるもの（マイナンバーカード、マイナンバー通知カードなど）
- 申請者の本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）

※申請者…家計の主となっている保護者

❶注意：児童手当は、認定請求等をした日の属する月の翌月分から支給されます。ただし、月末の出生・転入等で請求手続きが翌月になる場合は、出生・転入等の翌日から15日以内に認定請求等を行うと、出生・転入等の事由が属する月の翌月分から支給されます（家計の主となっている保護者が公務員の場合は、勤務先で児童手当の手続きを行ってください）。

現況届の提出について

児童手当を受給している方は、毎年6月に「現況届」を提出しなければなりません。この届けは、毎年6月1日における子どもの養育状況等を記載し、児童手当を引き続き受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

現況届の用紙は6月初旬に提出の必要がある方全員に郵送しますので、6月末までに市民保険課または各支所へ提出してください。

また、政府が運営するオンラインサービス「マイナポータル」の機能の一つである「ぴったりサービス」で、現況届を申請することができますのでご利用ください（ご利用には、事前にマイナンバーカード等の準備が必要です）。

※現況届が未提出の場合は6月分以降の手当を支給できませんのでご注意ください

●届出に必要なもの●
- **印鑑 ●受給者（家計の主となっている保護者）の健康保険証の写し**

※香南市国保の方は不要。そのほか、生活状況等により必要な書類がありますのでお問い合わせください

▼2～5月分の児童手当は **6／10（木）が定期支給日です。**

※個別に支払通知はしませんので、通帳で入金を確認してください

◆問い合わせ◆市役所市民保険課 児童手当係 ☎57-8506

香南市事業継続支援金の申請を受け付けています

高知県から飲食店等に対して営業時間短縮要請等が行われたことに伴い（令和2年12月16日～令和3年1月11日）、事業活動に大きな影響を受けた事業者に対して、市独自の支援金を給付します。

■対象
市内に事業所等を置く法人、個人事業者等で、高知県の営業時間短縮要請等の影響を直接・間接的に受けて、高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金を受給しており、今後も事業を継続する意思がある方。

■給付額
- 法人…上限40万円
- 個人事業者…上限20万円

■給付額の計算方法
給付要件を満たしている月で、①②どちらかを任意で選択してください。
①令和元年12月の事業収入（売上）－令和2年12月の事業収入（売上）
②令和2年1月の事業収入（売上）－令和3年1月の事業収入（売上）

■必要書類
①交付申請書兼請求書
②誓約書
③高知県営業時間短縮要請対応臨時給付金給付決定通知書の写し
④高知県営業時間短縮要請による売上減少等の証明申請書の写し
⑤通帳の写し

■申請方法
申請書を原則郵送でお送りください。申請書等は市ホームページからダウンロードしていただくか、本庁舎・各支所等で配布しています。

■申請期限 6月30日（水）
詳細は香南市ホームページをご確認ください。

■香南市事業継続支援金ホームページ
https://www.city.kochi-konan.lg.jp/life/dtl.php?hdnKey=7916

■問い合わせ
商工業者の方は商工観光課へ、農林水産業者の方は農林水産課へ